

～お互いさまでつながるまちづくり～

武蔵村山市  
地域包括ケアボランティア  
活動団体支援事業の手引  
(令和2年10月1日説明会用)

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課

## まえがき

### 介護予防で地域を元気に

元気な高齢者が要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減・悪化の防止のためには、高齢者が日常生活での活動を高め、地域社会の活動に参加することで、一人一人が生きがいを持って生活していただくことがとても大切です。

また、地域の特色を生かしながら、主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことのできる「通いの場」を充実していくことで、地域を元気にしていくことができます。

武蔵村山市では、平成29年度から市民の皆さんが主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことができるよう、集会所等の身近な場所で介護予防活動を実施する団体に対する活動費の補助に加えて、令和2年度から新たに「通いの場」の支援を強化するため、地域包括ケアボランティア活動団体支援制度を創設しました。

今後、それらの活動を始めようとしている団体や活動を充実させようと考えている団体の皆様におかれましては、是非この事業の活用を御検討ください。

1 武蔵村山市地域包括ケアボランティアポイント活用の流れ

区 分	時 期	内 容	動 き
事業利用 の届出 (団体の 登録)	初回のみ	地域包括ケアボランティア活動団体支援事業登録申請書(第1号様式)を高齢福祉課に提出します。	団体等→市
手帳の交 付・スタ ンプの提 供	初回のみ	当該申請書に基づき、高齢福祉課で登録を決定した後、登録をしたサロンに対して、活動を記録するための「お互いさまサロン活動手帳」及び活動確認スタンプを代表者へ配布します。	市→団体等
サロン活 動及び手 帳に押印	通年度	登録をしたサロンは、 <u>90分以上のサロン活動を1回として、「お互いさまサロン活動手帳」にスタンプを1個押してください。</u> スタンプ1個につき地域包括ケアボランティアポイントが200ポイント付与されます。 <u>ただし、一の年度で1つの団体が保有できるポイントは10,000ポイント(50スタンプ分まで)です。</u> それ以上のスタンプがあっても評価ポイントは付与されず、翌年度に繰り越すこともできません。	団体等
転換交付 金の申請	翌年度以降	登録をしたサロンが転換交付金の交付を受けようとするときは、翌年度の4月以降に、地域包括ケアボランティア活動団体支援事業評価ポイント活用申請書(第2号様式)に活動手帳を添えて、高齢福祉課に提出してください。	団体等→市

<p>転換交付金の支給</p>	<p>活用申請書の提出後、30日以内</p>	<p>ポイント活用申請の申出があったときは、活動手帳に付与する評価ポイント数を記載し認証印を押印の上、200ポイント=200円として換算します。</p> <p>転換交付金の交付を決定したときは、地域包括ケアボランティア活動団体支援事業評価ポイント転換交付金交付通知書（第3号様式）により申出者に通知するとともに、申請時に指定された口座に振り込みます。</p> <p>また、提出された活動手帳は返却いたします。</p> <p>※新年度も引き続き事業利用を希望される場合、新たに活動手帳を配布します。</p>	<p>市→団体等</p>
-----------------	------------------------	--	--------------

## 2 事業の趣旨

本事業は、高齢者に通いの場を提供する住民主体の自主的な活動を地域包括ケアボランティア活動として位置付け、その活動を行う団体に対し一般介護予防事業として武蔵村山市地域包括ケアボランティア活動団体支援事業を実施することにより、高齢者の介護予防を推進し、生き生きとした地域社会をつくることを目的とします。

## 3 事業対象

本事業の対象は、当該事業の利用を希望するお互いさまサロンとします。

## 4 事業の評価等

本事業に登録したサロンは、90分以上の活動を1回として評価し、お互いさまサロン活動手帳に当該活動1回につき1個のスタンプを押印するものとします。

サロン代表者は、これを適正に管理することとします。

## 5 評価ポイントの付与

市は、登録したサロンが前年度に行った活動の実績に応じ、その翌年度以後に評価ポイントを付与することができます。

評価ポイントは、活動手帳に押印されたスタンプ1個につき200ポイントとします。ただし、一の年度で1つの団体が保有できるポイントは10,000ポイント(50スタンプ分まで)です。それ以上のスタンプがあっても評価ポイントは付与されず、翌年度に繰り越すこともできません。

## 6 転換交付金

登録したサロンは、付与された評価ポイント数に応じて転換交付金の支給を受けることができます。

転換交付金の支給を受けようとするときは、地域包括ケアボランティア活用申請書(第2号様式)に活動手帳を添えて、高齢福祉課に提出してください。

評価ポイント数200ポイントにつき200円として換算し、交付します。ただし、一の年度において交付する転換交付金は10,000円を限度とします。

## 7 令和元年度の活動に係る申請について

### (1) 団体の登録

令和元年度の活動につき、本事業の利用を希望される場合は、地域包括ケアボランティア活動団体支援事業登録申請書(第1号様式)を記入の上、**令和2年10月30日(金)まで**に高齢福祉課に提出してください。

### (2) 活動手帳及びスタンプの配布

高齢福祉課で登録を決定した後、登録をしたサロンに対して、活動を記録するための「お互いさまサロン活動手帳」及び活動確認スタンプを代表者へ配布します。

### (3) サロン活動記録を手帳に押印

配布された活動手帳に、90分以上の活動を一回として、令和元年度中に活動した回数のスタンプを押してください。

### (4) 転換交付金の申請

地域包括ケアボランティア活動団体支援事業評価ポイント活用申請書(第2号様式)を記入の上、活動手帳を添えて、**令和2年11月20日(金)まで**に高齢福祉課に提出してください。

### (5) 転換交付金の支給

申請に基づき、転換交付金の交付を決定したときは、地域包括ケアボランティア活動団体支援事業評価ポイント転換交付金交付通知書(第3号様式)により申出者に通知するとともに、申請時に指定された口座に振り込みます。

受付窓口・お問い合わせ先

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課地域包括ケア係  
(市民総合センター1階)

電話 042-590-1233

窓口 午前8時30分から午後5時15分まで(平日)